

部分林制度の史的研究(4)：熊本藩の民植地について

塩谷，勉

<https://doi.org/10.15017/14957>

出版情報：九州大学農学部演習林報告．24，pp.1-25，1955-01-10．九州大学農学部附属演習林
バージョン：
権利関係：



部分林制度の史的研究 (4)

— 熊本藩の民植地について —

塩 谷 勉

Tsutomu SHIOYA : Historical Studies on the System of Profit-Sharing
Forest (No. 4) — On the Forests Planted by People
in the Kumamoto-Clan

目 次

I 藩政時代	II 明治以降
1. 総 説	1. 部分木仕付条例以前
2. 御 留 山	2. 部分木仕付条例以後
3. 御山特に新仕立御山	3. 明治 19 年 以 後
4. 里 御 山	4. 国有林野法以後
5. 御 敷	5. 深葉山部分林について
6. 百姓植立山	Résumé

I 藩 政 時 代

1. 総 説

現在の熊本県は、人吉を中心とする南部の球磨郡及び西の天草郡を除く大部分が、熊本藩即ち細川氏の所領に属していた。細川氏は又大分県下で直入、大分、海部の三郡の各一部をも領していたが、これは九州の雄藩として、参勤交代の沿道を支配下に持っていたという程度（約二万石）らしい。

熊本藩では、封建経済の基本的生産物としての米穀は、肥後米として声価を得たが、商品生産物となり得た木材は他藩に比して商品化の対象にならなかつた。¹⁾ それにも拘らず熊本藩は全国諸藩の中でも林政整い林相も充実した藩の一つに数えられている。特に名君細川重賢侯、賢相堀平太左衛門による宝暦の改革及びその後の林政整備によるものであるから、他藩に比して決して時期的に早いとは云えないのである。林政に関する記録の大半は明治 10 年の兵火によつて烏有に帰したと云われるが、猶その概貌は窺い知る事が出来る。

熊本藩は竹木材の他領移出を原則として禁じていた。鳥羽正雄氏調べによる元禄時代前後の全国各地林産物生産状況を見ると、²⁾ 肥後国では、相良氏の人吉藩が特に上方へ木材を出した事、天領である天草が槍柄用として樫材で有名であつたことは知られるが、熊本藩領からの木材移出は記されていない。従つて木材は自給物資の範囲を出なかつたから、需要量に限度あり、造林の盛行と共に幕末頃の領内山林は、林相具わり良大材に富んでいた。例えば阿蘇郡小国手永（手永は大体一郷に当る区域）は木材に頗る余裕があつても、熊本方面への運搬不便の為、山支配役後藤助右衛門が再三豊後方面への移出を懇請していたが、30 年後の安政初年に至つて初めて、松、樅、櫟の留木制が廃され移出が許可されている。造林の最も早い処では元文年中（1730 年代）上益城郡御山支配役木原文次が、紀州から杉

苗を移して造林したに始まり、宝暦の改革に促進されて文化文政の頃（1800年代初の頃）には相当隆盛を見るに至った。上益城郡矢部手永支配役木原才次は寛政6年から文化6年迄13年間に、幾多の困難を排して大矢広原凡そ3千町歩に垂んとする一大造林事業を遂行した。尙百町歩未満の植林事業は枚挙にいとま無かつたという。³⁾

1800年頃から人工的に保護育成された杉、檜、樟等の用材は、明治以降になつて全国的に高く評価されている。特に杉は37, 8年日露戦役の際清酒輸送用の肥後樽丸として、その性能が吉野杉に優るとも劣らぬことが実証された。又藩政時代に専ら船艦用材として増殖した樟樹は、樟腦原料として俄然その存在を認められたのであつた。

そのような造林を進めるに与つた山林の制度は如何。元来熊本藩も、藩林即ちいわば官林が多く民林に当るものは少なかつた。民林としては家士の赦免建山（家士の、又後には百姓の願により野山又は空地に自費植林することを許し成林したもの、又は開墾許可地の荒廢して林となつたもの）、農民の請藪（耕宅地の接統地^{ツグ}で竹木の生立するもの）ぐらいであつた。共にその竹木繁殖は大いに奨励された処であり、植伐売買自由の権利を与えられて殆んど私有的に進退したが、赦免建山は士分なるが故に租税も無く唯建山根帳に登録すればよかつたに反し、請藪における農民の負担はかなり甚しいものであつた。地代米上納の外、立木伐採にも代価を払つた。この両者は当然明治維新に際し私有林に切替えられた。

然るに官林的なものはもつと種類が多い。そして奥山から里山にまで広範囲に亘つておる。その何れもが多かれ少かれその中の民植地に対し、明治になつて部分林制度の適用を受けるに至るのである。従つて、藩政時代には分収の事実が認められなかつたけれども、その意味で見逃すことは出来ない。⁴⁾ もつとも百姓植立山にだけは1畝に3本上納という形があつた。

1) 森田誠一 肥後藩林政の性格 熊本史学 第5号

2) 鳥羽正雄 日本林業史 145頁

3) 熊本大林区署編 肥後藩林制沿革史稿 78~79頁

4) 同上書 25頁以下参照

2. 御 留 山

御留山は寛永9年細川氏賜封以来見られるが、⁵⁾ この成立事由は必ずしも一様でない。即ち、(1)当初藩費で植栽したもの、(2)地方森林の荒廢防止の目的で普通御山を御留山とし、植栽には地元村又は一手永の村民を使役したもの、(3)私費による優良造林地を植栽者の名誉として献納したもの、等である。立木の利用は専ら藩用に限り、郡中の堤防橋梁は勿論その他諸官宅の建築等も平時の用途には用い得なかつた。保護撫育の責任を負われた地元町村には、柴草其の他の副産物が下付されたに過ぎない。

廢藩後は勿論官林になつた訳だが、其の一村或は手永の協力植栽に係るものが7官3民の部分林とされた。

5) 日本林制史資料 熊本藩 1頁

3. 御山特に新仕立御山⁶⁾

御山は交通不便の深山で原生林が多く従つて面積も広濶なものが多いが、御留山のように利用上の制限はせず、城郭の建築又は郡中の土木用材から薪炭材にまで供し、間接には

水源涵養を兼ね、地元への稼用材の払下や下草の無償交付をして来た山である。

その内火災跡地や原野の如き無立木地への新植地を新御仕立と称した。面積概して広大で杉、檜或は松、櫟の人工植栽に係り、藩内での優良森林と目されるものが多かつた。奥地の場合でも特別の保護吏を置いて周到を期したものである。

又広大な御山の造林には植付挿付の外松の天然造林をも行つたことが認められる。御山に村民をして軒別に冥加の為挿杉をさせた事も認められる。⁷⁾新仕立御山は多くは郷中又は地元村の住民が植栽事業に出役し、火災その他の保護取締にも従事したので、廃藩後凡て2官1民の部分林に編入されたのである。(この御山には個人名受は無い)。

6) 土質管見録 肥後藩林制沿革史稿 31 頁

1. 御山(中略)古老の申伝等及承候処奥御山の外にても山付野付在空地野方等有之所々えは仕立御山も有之由夫は大方松杉檜の類植立に相成居候由(下略)

7) 武田久雄 徳川時代に於ける林野制度の概要 724 頁

4. 里 御 山

里御山の名称は旧藩時代の公簿諸記録には見ないが、御山の内民力の植栽に属し、且つ専ら郡中の用途を目的として栽培した分を区別する為設けた名称のようである。御山の一部であり新仕立御山に似ている点もあるが現地については異なるもので、区別して扱われている。

これは村落に近い林野を選び、山麓村民、部落、村又は数村連合の団体に命じ、その労費を以て杉、檜の植林を為させ、その保護に至るまで造林者(個人と部落、村なるとを問わない)に負担させる。又当該地方を担当する御山ノ口と称する藩吏に保護させる事もあり、御山根帳と称する公簿に其の保護受託者名を登録してある。個人の名受になつてゐるものは庄屋の加印で名受の売買も出来たが、一般私有地のように米銀の上納ではなく、その立木の幾分を提供することもあり、これは貢納ではなく地代と考えられたようである。⁸⁾

藩庁の用途には村受持のものから伐採し、個人名受のものから郡中の公共的所用に充てる慣行であつた。そして植栽保護の報酬としては、柴草其の他の副産物位のもので、伐木の際の末木枝条などは低価ではあるが有償で払下げられた。これも廃藩後は個人植栽が3官7民、共力植栽が7官3民の部分林となつたのである。

8) 肥後藩林制沿革史稿 33 頁

5. 御 藪

御藪は耕宅地の縁辺に点在する小面積の竹木個人栽培地であるが、当時はやはり一種の官有地にされてしまつた。庄屋加印により預り名義の売買は許したけれども、其の竹木の処分や柴草等の下与は里御山と異ならなかつた。これは明治に入つて3官7民になつた。併し後述する如く他種山林の分収部合決定より数年後れている。

宅地の一隅又は田畑の畦畔等で風火災の防護の為に、御藪の内を分割してその受持主の出願に依り管理保護を委託したのが、前出の請藪であつた。これとても「御郡の藪御用に入用分は引除置其外の藪上申下に随ひ運上米銀を相定請藪に被仰付候間御百姓共剪候而売可出候事」⁹⁾だが、運上米は上藪6、7斗、中藪4、5斗、下藪3、4斗も納めた上で、伐採時は払下代価を納付せねばならぬ過酷なものであつた。

前述の如く御藪は耕宅地の一隅にある広からぬ面積ということになつていて、実際その総面積は後出明治18年「官林処分之儀伺」に見ても、藩内で約千町歩に過ぎなかつたようである。併しここに菊池郡だけの例があるのをみると決して少なくなく、御山などより多くなっている。¹⁰⁾

御 藪 等 面 積 表

寛 延 2 年 (1749) 4 月	手 永 名	深 川 手 永	河 原 手 永	合 計
	御 山	—	町反畝歩 68.2 7 27	—
	御 藪	—	308.7 6 03	—
文 政 3 年 (1820) 7 月	御 山	町反畝歩 33.0 9 06	80.8 0 12	町反畝歩 113.8 9 18
	御 藪	47.7 3 27	299.2 0 12	246.9 4 09
	請 藪	17.2 3 27	13.8 5 03	31.0 9 00
	新 地 床 山	—	1.2 6 09	1.2 6 09
	合 計	98.0 7 0	375.1 2 06	493.1 9 06

9) 貞享元, 2, 4年御郡方記録 肥後藩林制沿革史稿 59頁

10) 寛延2, 4, 菊池郡河原手永村々御山御藪畝数帳及び文政3, 7, 菊池郡山林簿(徳永文書)熊本史学第5号 14頁

6. 百 姓 植 立 山

旧宇土支藩に属する宇土郡地方に見られる。又百姓植立山の名は使われぬが、同様の制度は小国地方にもあつたことが知られる。又菊池郡河原手永にも御百姓仕立御山なるものがあつた。

起源については詳かでないが、宝暦以前からあつたと云われる。¹¹⁾

百姓植立山は村内火災時或は水路修繕等の用材の給源とする為、一手永一名の山支配役、各町村一乃至数名の山ノ口役を督励して積極的に勧奨したものである。

原野又は荒廃林中植栽に適する個所に、村民が願によつて、杉、扁柏、松等を植え、御山根帳(百姓植立山根帳は一村一字名限り反別を記載し一般官林とは区別した)並びに村方名寄帳には、植栽人一個の名受に登録したものである。該村民はその林地の受持を申付けられるが、植伐処分共その所有地同然に自由に進退したのである。尤も薪などの地元需要に支障を来さぬ為に、年々植付等の検査を山方役がやることはあつた。¹²⁾

各自反別に応ずる薪、松葉等、或は1畝歩3本の立木を納め藩土の用材等に伐採する時は相当代価が下付されたのであつた。又藩用の買上薪の量など毎村定められてあつた。百姓植立山は純然たる官林とは受取れないが、やはり一種の官林と見られていた。山林沿革史も亦巻一「官林の制」中に説いているが、その一節に「……此類ヲ百姓植立山ト称ヘ官費修繕用材伐採ノ時反別ニ賦課シテ数木ヲ納メシム故ニ地民ハ之ヲ税納ト心得伐採ヲ随意ニシ村吏連署又ハ奥印ヲ以テ売買スルモノアリ但藩用材ニ供スヘキ良木ハ伐採スルヲ許サス」とある。

百姓植立山も部分林として指令(明治18年)があつた。

11) 明治 15 年百姓植立山一件（熊本營林局文書）

12) 宇土藩百姓植立山旧藩政治の組織及慣行共上申

宇土郡百姓植立山旧藩政治の組織慣行共上申可致旨御口達之趣奉敬承候右植立山之儀者宗藩より分地したるものにて其儘村民へ受持申付各自反別に応し薪松葉等を納めしめ栽培等は所有地同然に村民へ任せ置きたる儀にて全く民力植立山に相違無之尤右薪等之用度障碍無之為年々検査之上植付等為致居候若し植立山の内より用材等伐出し候節は相当の代価相渡居候將又一人別帳等の整理は庄屋役山ノ口役の職務にして売買譲与の如き慣習を履行するも同吏の扱にて山方役の関する処に無之候此段上申仕候也

明治 15 年 11 月 11 日

旧宇土藩山方役
中 村 俊 房
右同山方根役
上 羽 宅 治

熊本県令 富 岡 敬 明 殿

（官林取扱方法伺上申綴）

及び 宇土藩百姓植立山旧藩の組織及慣行に付答達 肥後藩林制沿革史稿 37～38 頁

II 明 治 以 降

1. 部分木仕付条例以前

旧熊本藩には前述の如く、藩庁との間に分収の事実或は約束のあつた藩民の植林というものは無かつた。明治 11 年 4 月 19 日附、熊本県令富岡敬明より内務郷地久保利通宛「部分木仕付条例ノ儀ニ付伺」に「当県官林ノ慣行官民部分ノ定メ無之且借地券証下渡候仕来ハ無之候得共云々」とあるによつても知られる。併し既に述べた如く民力植林のいろいろなケースはあつた訳で、それらは明治以降において少なからぬ問題を提供している。¹³⁾

熊本県では廃藩後大部分の山林が一応官林と見做され、それらに対する従来の採取慣行が禁ぜられた結果、山村民が困窮して官林盗伐等頻発するに至つた。県当局はこれの救済として明治 5 年、管内森林の内旧時の民植に係り、手入撫育等もその人達によつて為されて来た森林に対し、旧慣による或程度の伐採を許した。と同時に旧慣の持続については鋭意大蔵省に伺を出している。

これに対し大蔵省では、全く民植に係る場所の立木は、従来進退して来た村々にそのまま下渡し、土地は相当の価格で払下げるから、個所毎に調査して伺出よと指令した。

然るに明治 6 年 6 月 14 日白川県令は、民植官林を下渡して人民の自由に任せる時は、濫伐に陥つて遂に森林の荒廢を来し国土保安上重大な結果を生ずるから、これを民有にせず、旧藩時代の如く伐採の都度代価の半額を植栽した村々へ下渡し、半額を官納せしめられたい（著者註、熊本藩に 5 分 5 分の分収契約があつたという記録は発見出来ない）と、申出たのに対し、大蔵省はこれを聴かず、官私混淆は却て不都合であるから払下げよと指令した、これこそ当時の処理方針であつたのである。

翌 7 年 4 月 10 日内務卿に対し同一理由を以て、民費植栽箇所を全部払下げず、存置すべき箇所と払下ぐべき箇所とを区別し、前者は伐採毎に代価の 3 分の 1 を植栽各村へ下渡し、後者は広く入札して立木代の 3 分の 1 を下渡すと共に土地代金を官納せしめられたい、と

伺出た。そこで内務卿は一応伐採を見合せしめると共に、官吏を派遣し実地視察させた。そして前趣旨による官私区分を6月27日進達したのであつた。

然るにその後8月4日に至つて、該進達によつて官私区分をすると、管内の私有山林非常に少い村々は、仮令一時3分の1に相当する金額を下渡しても、結局公共用材、建築用材等に不足するに至る。故に水源涵養国土保安上の必要箇所のみを存置し、其他は私有林の稀少な村々に限り之を払下げ、村戸長をして永続的施業をさせた方が森林取締も周到を期し得られるし、官民区分の実績も挙がる故、此の方針で処理したいと伺出た。

結局これに対する内務省の指令は、8年2月2日附で、「衆力仕立山之儀は、存置官林の分は立木代3分の1村民へ下渡し、払下官林は立木の3分の2及地代（著者註土地代金の意）全部を官納せしむべく、箇所毎に調査の上伺出づべき」趣旨であつた。県はこれを8年7月22日附丙第18号¹³⁾で令達し、所柄相当の代価を申出させている。これは後日縁故決定の有力な参考資料に利用されたようである。

尙官林藪について下タ預ケと唱えて、夫々受持を定めて下草なども自儘に刈取つていたものは、無益の紛糾を生ずるものが少くないとして、8年10月3日廃する旨達せられた。

13) 例えば大正13年11月29日熊本営林局長より山林局長宛「深葉部分林ニ関スル件」（熊本営林局文書）

14) 丙第18号

第15、16区ヲ除ク外

区 戸 長

官林之儀官民混淆ニテハ不都合ニ引分方其筋へ相伺候処今般指令之趣ニヨリ不日官員出張實際検査ノ上民力仕立ノ分最前植指ノ為勞費立木ノ内3分1丈ノ代金（第14大区中ニテ5分指杉ト唱ルハ半方）旧来其官林植指並入費割合請來候村々へ下渡候条所柄相当之代価取調可申出候就テハ官民区分相定候上ハ所ニヨリ私林稀少木竹需用差支候村方モ可有之ニ付右様ノ場所ハ可払下官林ノ内村方必需ノ場所ニ限特別ヲ以其村々へ払下ノ儀モ可有之ニ付別紙第1号第2号雛形ニ倣精実取調9月30日限可差出候此旨相達候事

但苗木植指等ノ都合モ有之急調ヲ要シ候儀ニ付本文日限ニ不拘官員派出候儀モ可有之候事

白川県権令 安 岡 良 亮 代理

明治8年7月22日

白川県権参事 小 岡 敬 直

（熊本営林局文書）

右の別紙雛形の第1号、第2号は各小区戸長名で提出すべき帳簿の様式で存置事故調ともいう。第1号は「民力仕立1等官林立木代価調帳」とある。各字地番毎に反別、立木本数（その樹種別、目通尺廻内訳）代金、植指進退してきた村名など書き出し、立木代金の3分の1の下渡を願出るものである。

第2号は「民林仕立3等官林地所立木共御払下調帳」とあり、記載内容は第1号に似ているが、3等官林であるから、村方必要の箇所はその理由を詳細に書出させ、反金（土地代金）と立木3分の2の代金を官納すべき分として計算させている。

2. 部分木仕付条例以後

明治11年3月14日に部分木仕付条例が発布になつたが、それによつて同種の問題がスラ解決した訳ではない事、熊本県に於ても十分看取される処であつた。

最初に問題になつたのは、同条例第1条但書で、官林伐木跡でも従前部分の慣行の有つ

た個所は本文に準ずるを得るという点であつた。即ち同県は既述の如く慣行として官民部分の定めは無く、且借地券証下渡の仕来りも無かつたが、少なからぬ林地について下預りの者を定め、植栽培養すべて民力に課し、その報酬として竹木を品等により無代下渡するような慣行があつた。県は既に同条例發布に先立ち2月21日に奇第12号で、この慣行を活かして官林の植栽培養等を為すべきことを伺出していたのである。

更に県としては又「この慣行は部分木に似た姿である。のみならず前出明治7年8月4日の伺出に対する御指令以後は伐木の都度木代3分の1を下渡して来て、部分も相立っているから、以後は官林伐木跡に部分木出願の者へは、官林の等級に拘らず、条例に照らし相当の部分を含め地所の貸下をしてよいのではないか」との主張を持つた。

この趣旨を11年4月19日付で県の権令から内務卿に伺出ているが、これに対する回答は5月23日伊藤博文名で、「従前民力に課した箇所を以て部分木慣行とは見難い。だから部分木仕付けは、1等官林禁伐林を除き、2等官林以下で無立木草生等の地は、実地区劃を明瞭に図面にし、反別も精確に調べて其の都度伺出よ。但し無立木の員外官林は直ちに許してもよい」と云うにあつた。¹⁵⁾

即ち1等官林は官費植栽培養の積りであり、2等官林以下の無立木地は該条例に照して扱うというにあるのだが、県はここで更に、「2等官林以下の無立木地はあまり無い。現在の立木地や、又深山幽谷で従来植栽の労費を要せず部分の慣行も無かつた処にも、将来培養保護の労力に対し、5公5民から2公8民位の部分を適宜定めて貰いたい」と駄目押しをして、「難聞届」と却下されている。

それから又県は、「2等以下官林の無立木地への出願は、村民1人々々から受けるのでは問題が生じ易く煩に堪えないから、該村総人民の出願に限り貸下げることにし、村方協議の上で各自の受持を定めるのは勝手にしたい」などの意見を持出しているが、内務卿は、協力栽培を希望しない分及び一個人で栽培して来た分等は、一般人民の望に任せて願出させよ、と指令する。¹⁶⁾

このように熊本県は、矢継早に積極的な意見を出すのであるが、なかなか採用にならず、遂に業を煮やし、本制度の運用にも当を得ぬものがあるとて、明治15年3月には大いに疑問と不満とを当局に打ちつけている。¹⁷⁾

尙同11年8月県は乙第164号で、山野秣場湖沼池沢其他の地所の官民区別を判然調査すべき旨を布達している。この布達は改租の準備としての予備的調査を命じたものであつて、本調査書は後部分木たるの縁故調査にも有力な調査と認められるのである。即ち民有の確証無く、有税或は無税で村民所用して来た地所は、総て一定の雛形によつて一筆毎に、原因慣行詳細取調べ伺出のように各村へ達して置く。従つてその調査書は雛形に見ても植付の事情や伐採利用関係まで、逐一記入するようになっていく。

又先に述べた民力栽培官林立木代の3分の1下渡についても、仕付条例公布後の11年9月、乙第184号で払下代金上納手続を規定している。これは更に14年6月11日に改められているが、これによると民力栽培官林の払受人は山元戸長役場へ代金を納める。戸長は3分の2を所轄郡役所へ納め、3分の1は栽培人民に公平に分賦し、郡役所は3分の2の金員を該年度雑収入の中森林収入とするのである。¹⁸⁾

明治5年以来屢次の伺出にも拘らず、満足すべき回答を得なかつた熊本県は、根気よく

も明治 18 年 5 月第 355 号を以て、依然旧慣の保持と確認の為の伺出をした。そして此度こそは成功している。ここに同県管内の民力植栽の国有林は凡て部分林として取扱われることに決定したのであつた。此の伺は、国有林特にその民植林を類別し、その面積まで附して精細な説明を加えたもので、熊本藩の林政と明治以降のそれとの紐帯を成す興味深いものなので、煩を厭わず記述する。¹⁹⁾

官林処分之義伺

一 凡反別七万七千五百町歩（第 1 項）

是ハ旧幕府及熊本人吉二藩ニ於テ官植ノ森林並ニ深山又ハ竹林等ニテ従来村民受持ノ慣習等無之ニ付是迄ノ通県庁直轄保護可致分ニ有之候

一 凡反別壺万町歩（第 2 項）

是ハ旧熊本県所轄森林（以下各項共皆同シ）ニシテ民植ニ係ルト雖トモ数十年ヲ経過シタル杉檜等ノ森林ニテ目下不断ノ手入モ要セス且官簿ニ一己人名受モ無之ニ付損木又ハ御用等ニテ伐採ノ都度都度是迄ノ通代金三分ノ一当初植栽シタル村方ニ御下渡相成度分ニテ専ラ保護可致積ニ有之候

一 凡反別千町歩（第 3 項）

是ハ曩ニ御敷ト称シ多ク宅地又ハ畑添等ニテ従来地租ハ納サルモ見図帳ニ本地一同各自一己ノ名受ヲ以テ進退シ来其立竹木ハ専ラ該郡諸般ノ堤防橋梁養悪水路堰塘或ハ風火罹災者ノ家屋建築用等ニ供シタルモ其名受主ニ於テハ自費栽植シ宅地内ニ属スルノ内ハ周囲ノ藩籬土手堀又ハ該敷ノ中ニ物置土蔵井戸等取設居候類モ有之旧藩政中ハ質入書入ハ勿論上地又ハ譲リ渡受持替等ノ名義ニテ庄屋加印ノ証書ヲ以テ売渡間伐等自由ニ致来候慣行ニ有之就テハ明治七年太政官第四百十号公布ニ照準官民區別相伺候願又ハ明治八年地租改正事務局乙第三号ノ達ニ拠リ民有ニ査定スヘキモノトモ相見候得共當時其処分ヲ成サ、ルヨリ終ニ純粹官林ノ姿ト相成旧受持ノ迷惑実ニ云フヘカラサル儀ニ付往々該宅地ニ離ル可ラサル分ハ官林接続民林ト交換又ハ払下出願致居候分モ有之候間漸次実査ヲ遂ケ一筆限リ事情ヲ具シ相伺然義モ可有之候得共先以相当借地料ヲ賦シ御貸下相成度ニ有之候

一 凡反別貳万町歩（第 4 項）

是ハ従前里御山ト称シ旧藩御山畝改帳ニ一己人名受ヲ以自費植栽致山番小屋等ノ設置ニ至ル迄一切自弁聊官費ヲ仰カス成木ノ後ハ郡中諸般ノ用材ニ供シタル種類ニ有之然レ共五尺回り以上ノ良木ハ番入帳付ト唱ヘ藩有ニ属シ郡中ノ用度ニハ容易ニ伐採ヲ許サス其下草ハ無代枯木曲木間伐又ハ御用取ト称シ藩用伐採ノ末木（末木ノ内ニハ元去裏去ト唱ヘ随分用材ニ可充木品モ取交薪ト見做把束代金壺把金貳厘五毛積リ活法アリ）ハ低価ヲ以仕立主ヘ下渡候慣法ニテ薪炭其他村民日常ノ需用聊差支無之且売買等モ勝手ニ致来候分ニテ全ク御敷同様処分可然ハ当然ノ筋合ニ候得共既ニ一旦官林ニ編入相成候ノミナラス熟ラ将来繁殖ノ如何ヲ討究候得ハ竹林同様貸下候テハ往々取締上ニ差間詰リ濫伐ノ憂モ可有之ニ付彼是折衷シ候際更ニ立木ノ儘三官七民部分木券証御下渡相成候方官民ノ便益ト存候尤在来立木及更ニ植挿可致木種員数ハ一筆限取調御届可致積ニ有之候

一 凡反別貳万町歩（第 5 項）

内四千町歩

是ハ球磨郡村費山並元公有地等別途上申可致分

残壹万六千町歩

是ハ旧熊本藩ニ於テ従前里御山又ハ御留山ト称シタル中ニ一村或ハ数村協力ヲ以自費
植栽シ成木ハ郡中及藩庁諸般ノ用ニ供シ根柴枯枝等ハ無代価其他ハ御用取ノ末木（一
人受持取扱同シ）間伐木等ハ低価ヲ以村方エ下渡専ラ愛護致サセ来候慣行ニ有之故ニ
前条一己ノ受持トハ大小其趣ヲ異ニ致候得共薪炭用材等之ニ供給ヲ仰キ候事情ニ至リ
テハ前同様ノ儀ニ有之候処明治八年右慣習ヲ廃止伐木都度都度代金三分一下渡サル、
ノ制ニ相成候以来ハ植栽保護共ニ之ヲナサ、ルト同時ニ用材ハ勿論日用ノ薪炭ニモ差
支候事ニ相成實際困難ノ次第ニ付保護ノタメ農家日用下草伐採ノ便ヲ与エ七官三民ノ
部分木券証被下渡度尤一筆限リハ更ニ取調前条同断

一 凡反別千町歩（第6項）

是ハ官林多クシテ民林ニ乏シキ村方向后田地養惡水路堰塘其他堤防橋梁用材等諸般ノ
事業官林ニ抛ラサレハ近郷隣端ニ可求ケ所無之些少ノ用要且火急入用分一々官林払下
相願候テハ通常用度ニ差支候村方ニ限リ一村若シクハ数村協同土木用材備林トシテ御
払下相成度見込ニ有之尤将来繁殖保護等ノ義ニ就テハ充分關涉可致積ニ候

一 凡反別五百町歩（第7項）

是ハ社寺境内過当山林土地ニ相成候分御委託規則ニ抛リ該社寺ニ管理セシムル見込
ニ有之候

右当県管下ノ内元熊本藩所轄官林ノ義ハ概ネ民植ニ相成立官民両属ニテ植栽保護伐採等ノ
慣法整然相立居逐年繁茂其町数凡八万四千三百余町歩ノ広キニ涉リ官民共ニ其便益ニ抛リ
數百年間ヲ經過候義ニ付廢藩置県制度更新ノ際将来保存方法ヲ具シ相伺候全ク民費ヲ以諸
木植付ノ場所立木ハ是当代価ヲ以右村々ニ可払下旨御指令相成就テハ速ニ履行可致ハ勿論
ノ筋ニ候得共官民年来ノ丹誠一朝水泡ニ属シ候ノミナラス濫伐ノ末一般其害ヲ蒙リ候義ハ
申マテモ無之義ニ付其后數回上申ノ後十二年四月ニ至官林精査中ニ付整頓ノ上何分ノ義可
相達旨御指令有之爾来殆ント六星霜ヲ閱シ前後ヲ通シテ十三年ノ久シキ処分其局ヲ結ハサ
ルカ為ニ当初整然可視ノ慣法モ漸ク解弛去ル十年ノ如キハ盜伐犯二千余人ノ多キニ上リ其
甚シキニ至リテハ數十町歩ノ森林亦一雙ノ樹木ヲ不見ノ極ニ立至此儘差置候テハ到底繁茂
ノ見込無之而己ナラス取締方モ行届兼候ニ付今回御省書記官ノ出張巡視ヲ乞又既往精査ノ
末古来ノ慣法沿革等ヲ折衷シ務メテ現行ノ成例ニ遵ニ将来繁殖保護ノ法ヲ求ムルニ大凡前
述ノ通ニ有之果シテ如此御処分相成候ハ官損スルナク民ヲ害セス漸ク旧慣愛護ノ感想ヲ惹
起シ更ニ一層ノ取締モ行届可申ハ勿論十數年ノ後ニハ林相蔚然復旧觀ニ倍シ永ク一般ノ利
源ト可相成ハ無疑義ト存候尤モ御省書記官種田邁出張ニ付テハ實地ニ就キ協義致候次第モ
有之書面上難書事情ニ付其詳細ニ至リテハ本県書記官上京ノ上篤ト面稟為仕候間特別ノ御
詮議相成度此段相伺候也

明治十八年五月五日

熊本県令 富 岡 敬 明

農商務卿 西 郷 從 道 殿

目 録

一 旧熊本藩山林制度及名称調査

一通

- 一 玉名郡月田村外七ヶ村御山畝改帳 八冊
並官山藪ノ内人民名受証進達ニ付玉名郡上小田村列戸長
- 古沢禎門外七名上申書 一袋
- 一 飽田郡嶽村外一村諸開見図帳 一袋
- 一 玉名郡上坂下村田畑一再地引合地推帳 四冊
- 一 明治五年以降官林保護栽培方法ニ付伺御指令写 一冊

以 上

明治十八年五月

熊 本 県

右に対する指令は次の通りであつた。

18年甲第102号

伺之趣第一項ヨリ第五項迄開届候条第六項第七項ノ義ハ其都度事情ヲ詳具シ可伺出事
但参照書類別紙目録之通下戻ス

明治18年6月9日

農商務卿 伯爵 西 郷 従 道

目 録 (略す)

以上を通覧してみると、

第2項 旧御山の新仕立山に当るもの 2官1民

第3項 旧御藪は相当借地料を附して御貸下、とあるが、これは後明治25年10月24日
の大林区署長伺の結果3官7民部分林に認定。

第4項 旧里御山 3官7民。

第5項 旧里御山並御留山中協力植栽と称する一村以上の団体の協力に係るもの、7官
3民。

そして第1項は面積最も多いが、純粹官林として当然のものであり、第6、7項は小面積であり問題にならない。ここに於て熊本県管内の民力植栽の縁故を有する国有林は、
毎箇所について部分林の決定をして行つたのである。

即ち明治18年12月22日丁第16号はそれによつて、

熊本区及球磨郡天草郡ヲ除ク本県官林ノ内従来人民ノ労力ヲ以テ植栽致シ 候分依旧受持
ヲ欲スルモノハ明治19年1月20日迄出願スルニ於テハ更ニ詮議ノ上左之通部分林券証ヲ
下附スベシ 以下略

とあり、同19年9月22日訓令第9号で、証券付与願出る者は請書²⁰⁾を認めて出願すれば、
県は出願書(一筆限帳と称す)に基き実地調査の上、夫々部分木証券を下付し、一筆限帳
を以て台帳とした。

更に前出百姓植立山に対しても、官林帳から解放されたさ願に對し、明治18年9月3
日附を以て長官名にて、「書面願之趣難及詮議部分木之積可相心得候事 但取調方之儀ハ
追テ可相達候事」と、これも部分林扱すべき事を達している。

これにも多少問題がある。百姓植立山は既記の如く村民に於て私有の如く進退して来た
ものである。藩政時代民林であつたとは云えぬが、一般官山とは別扱を受けていた。尤も
見図帳には記載無かつたが、明治初年の官林反別調にも加えてなく、地理掛官員巡回調査
の際は村受公有地に調出して地券証が下渡されたのであつた。それで明治7年8月8日に
地元から「現今一己々々の受持にはなつているが、将来公共用材の伐出や受持外の者への

薪柴供給を考えると、村惣持公有地にしておくのが適當である」旨の意見も出ている位である。²¹⁾

百姓植立山を部分林として扱つたことは確かであつて5官5民の制となつたらしいが(明治林業史要 273 頁) 現存の古書類については検証し得ない。

15) 明治 11 年 4 月 19 日奇第 138 号「部分木仕付条例ノ儀ニ付再伺」に対し、同年 6 月 11 日指令(熊本營林局文書)

16) 明治 11 年 6 月 13 日奇第 252 号「部分木仕付条例ノ儀ニ付伺」に対し、同年 7 月 12 日指令(熊本營林局文書)

17) 外第 5 号

部分木ノ義ニ付伺

明治 11 年内務省甲第 4 号部分木仕付条例ニ拠テ管下 2 等以下官林、植栽施行ノ義ニ付テハ 11 年 2 月 21 日及ヒ同年 6 月 13 日附伺ハ御指令ノ趣ニ拠リ追々相伺候得共多ク御採用無之客年 6 月第 75 号ヲ以テ相伺候上益城郡小坂村字片峯第 4527 号実測反別 3 反 7 畝 1 歩 2 等官林ノ如キハ無立木草生ノ地ニシテ其区域モ明瞭判然毫モ支障ノ筋無之具ツ他ニ官植ヲ要スル広場ノ林地多々アルハ僅ニ 5 百円ニ充ザル新植費ヲ以テ是等狹隘ノ林地ヘ官植ヲ及ホスヘキ目的更ニ不相立ニ付部分木植栽ノ義相伺候義ニ有之候得共單ニ伺ノ趣難聞届トノ御指令有之候ニ付願人ヘ対シ御旨意ヲ説明シ得ザルノミナラス実査員ニ於テモ 2 等官林無立木ノ地ニシテ部分木植挿許可相成ルヘキモノト許可相成ラサルモノトノ區別了解致兼候テハ該事務取扱上ニ於テ差支候間何等ノ点ニ仍テ許否セラルヘキ義ニ有之候哉御明示有之度此段相伺候也

明治 15 年 3 月 21 日

熊本県令 富岡敬明

農商務卿 西郷従道 殿

伺之趣無立木ノ地ト雖モ従前部分ノ慣行有之箇所ヲ除ク外ハ難及詮議ト可相心得事

明治 15 年 5 月 20 日

農商務卿 西郷従道 閣(熊本營林局文書)

18) 明治 11 年熊本県布達便覽乙号及 14 年熊本県布達甲号(熊本營林局文書)

19) 旧熊本藩政山林慣行沿革調同上山林制度及名称調、官林取扱方法伺上申綴熊本県(熊本營林局文書)による。該伺簿に貼布された符箋によれば、熊本県当時の官林即「官林処分之義伺」各項合計反別凡 13 万町歩、内訳 4 万 5 千 6 百余町歩は旧幕府並旧人吉藩所轄に係る分、8 万 4 千 3 百余町歩は旧熊本藩に属したる分であるという。

20) この請書によつて当時の民植林の内容が知り得られるので掲げる

部分木取締方御命令ニ付受書

何郡何村何字何番

1. 反別何程 共力栽培 何村

此木数何程 何郡何村

1. 同 何組

.....

1. 同何某外何名

..... 何郡何村

1. 栽培人何某

(以下右ニ準ス)

右ハ従来自費植栽ニ係ルヲ以テ立木之儘部分木請願候ニ付証券御下附相成左之条々堅可相守旨御命令之趣奉敬承候

- 第1条 明治11年3月内務省甲第4号布達部分木仕付条例及同年6月同省甲第14号布達遵守可致ハ勿論該林ハ從來民植ノ訳ニ拠リ特別ヲ以テ部分木ニ定候モノニテ老稚木混スルニ付仕立方等一層入念可致事
- 第2条 券面ニ記載アル新植木ノ員数自今3ケ年間植付不致節ハ該地所付着物トモ引上往々部分木仕付許可不相成事
- 第3条 官ノ許可ヲ得ス売買貸借譲与且濫伐盜伐等致候節ハ植挿ノ立木現在ノ儘引上ヘキコト
- 第4条 場所票木ノ義ハ來ル何月何日迄建設可致候尤以後毀損腐朽等ノ節ハ怠リナク建繼可致事
- 第5条 樹苗ハ良種ヲ撰ミ植挿致シ或ハ手入方法等指揮スル節ハ決シテ違犯仕間敷事
- 第6条 年々手入致候儀ハ勿論火災盜伐等無之様無怠保護培養可致事
- 第7条 官用ニ就テ伐採ノ節ハ伐採期節異議申間敷事
- 第8条 若右地所引揚ノ処分ニ相成候場合ニ致リテハ該村民林1等ノ地価金7分5厘ノ目的ヲ以テ借地料金ヲ定メ徴収可致事

右御受申上候也

年 月 日

何郡何村共力栽培惣代

何 某

何郡何村何組共力栽培惣代

何 某

何 某

何郡何村何某外何名

共 力 栽 培 惣 代

何 某

何 某

… ……

… ……

何 村 人 民 惣 代

何 某

… ……

… ……

右 戸 長

何 某

右 戸 長

何 某

熊本県知事 富 岡 敬 明 殿

21) 地券調ニ付百姓植立山処分伺出候様御布達御受(熊本營林局文書)

3. 明治19年以後

右の如く旧藩以来の民植官林は部分林として分収部合も定つたが、御藪だけは当分相当借地料を附して貸下げと成つた。併しこれは既述のように見図帳に個人名受であつて、里御山(これは御山畝改帳に個人名受あり)に比べても却つて一層植栽者との縁故は厚い実情にあつた。里御山は旧郷中諸般の公共用の意味が強かつた。御藪を里御山同様3官7民の部分木とすることは、明治26年に至つて聞届けられたのである。²²⁾

御藪は民植地中で面積も小さいのが多く一番厄介なものだつたらしく、これが処置には

苦勞している。この年、官民林交換の予定の処、縁故者には特売も許可されている。²³⁾

又御藪と称するものの中には立竹が少からず含まれ、これ迄全官収となつていたのであるが、それも25年から立木同様部分することの許可があつた。

当時の民植官林部分木の件数は相当多く事務も煩雜なものであつたらしく、明治27年1月11日熊本大林区署長より農商務大臣宛の次の伺にも窺われる。

即ち乙第675号「部分木証券下付ノ義ニ付伺」の一節に「(前略)旧熊本並ニ人吉藩ニ属シタル民植官林部分木処分ノ義ハ経伺済ニテ年々経費御配布調査中ニシテ熊本県管理中及当署ニ於テモ大林区署処務規程御改正以前ハ署限り下付センモノ既ニ2万筆余ニ及ビ候処尙凡2万筆ノ残余有之之ヲ一々経伺ノ上下付候テハ甚ダ煩雜ニシテ随テ経費ヲ要シ候間就中紛議ニ渉ル等ノモノハ毎件状ヲ具シ可相伺候得共通常ノモノハ当署限り官有財産管理規則ニ従ヒ相当ノ年限定メ証券下付シ処分済ノ上一筆限表ヲ以テ御届仕候様致度云々」とあり、これは聞届けられている。

22) 明治25年10月24日乙第2822号ノ5を以て、熊本大林区署長より農商務大臣宛「御藪部分ノ義伺」に対し、同26年5月18日林第6552号を以て許可指令あり。

尙里御山、御藪の縁故証明に有力な資料となつた山敵帳及見図帳については大要次の様な説明が当時の熊本大林区署によつて為されている(明治26年1月23日)

山敵帳(尙他に御山藪人別割台帳等種々あつて、表紙の記載も区々に成つてゐるが皆同性質のもの)旧藩御山藪実地原野秣場神社森敷等、主に今日官有地となつたものを登録した台帳であるが、之に名受したものは見図帳上田畑などの名受したるに近い。実地原野秣場等の内幾分及受敷は民有地に編入された。

見図帳は田畑居屋敷諸開諸敵物御藪受敷等今日の民有耕地山林を記載した台帳である。

この見図帳に御藪が記載されたのは、元民地の性質と考えられて来たからである。平時は私有地同様に進退するが、有事の際に木竹を賦課伐採するのであつて、別に貢米を納めないのと、御藪の御の字に拘泥して、官有地に取調べたらしい。

御藪と受敷は山敵帳と見図帳の両方の登録されていて、売買譲与の節は見図帳で取扱われてきた。

23) 訓令乙第76号

球磨郡除ク

郡役所

町村役場

旧熊本藩ニ於テ御藪ト称ヘ候官林ノ内小敵歩ノモノハ從來官民林交換ノ予定ヲ以テ既ニ夫々出願調査中ニ有之候処今般詮議ノ次第有之縁故者ノ希望ニ依リ(土地ハ相当代価立木竹ハ3官7民ノ部合ヲ以テ)特売出願致候ハ差支ナキ限りハ許可ノ積リヲ以テ取扱候旨熊本大林区署長ヨリ通知有之候条地元町村役場ニ於テ其旨該縁故者ヘ通達スベシ

明治26年6月21日

熊本県知事 松平正直(菊地営林署文書)

4. 国有林野法以後

明治32年3月23日法律第85号で国有林野法が出て、その第19条第2項による「法令、慣行又ハ其ノ他ノ理由ニ依リ国有林ニ就キ収益ノ分収ヲ為スモノ」として、以上の民植林は改めて部分林なることの確認の要を生じた。熊本大林区署は、明治32年10月24日「民

植林調査内規」を達している。当時熊本大分両県を管轄した同署は、旧藩治中の里御山、御留山、御藪の外、大分県内の預山、小預山、下刈山を部分林に調査する場合をも含めて、この内規に細かく規程した。

熊本藩領分の民植林の扱は、明治18年と25年に達した扱と異らない。併し内規条文を見ると、3官7民の分収の前提となつた一個人の名受と、7官3民の前提となつた協力栽培とにしても、区別はそう明瞭なものではなかつたらしい事が窺われるのである。全部で33条の長い全文は此種調査の困難性を物語つていと考えられるので、註に掲げておいた。²⁴⁾この第13条の第2号書式の縁故証明書には新旧各種帳簿が引証されたが、その書式によつて調製された一例を掲げることは興味深いと思われる。²⁵⁾即ち証拠となる帳簿の名とその帳簿の調製された時代がこれから分る。

熊本県については旧慣部分林のその後の展開が見られない。県当局の明治18年までの努力は実に大したものであつた事は、今迄に見て来た処だが、明治30年代以降に大きな努力が為されなかつたかに見られる。つまり隣の宮崎県や鹿児島県に見られる部分林設定区の設定にも至らなかつた。18年の「官林処分之儀伺」の第2～5項の、分収を認め得られた民植官林の合計は、4万6千町に上つている。しかもその内過半の2万6千町は2官1民又は7官3民という、珍らしく官収分の多いものであつた。実際手続を経て部分木証券下付を受けたものが、幾何になつたかは明かでないが、まず3分の1位であつたろう。略、それに当る数字として、明治37年3月末現在の熊本県下各小林区毎の分収部合別統計（第1回熊本大林区署統計書）がある。

第2表 熊本県部分林個所面積表

分 収 部 合	2官8民	3官7民	4官6民	5官5民	2官1民	7官3民	計
個 所	1	13,635	38	75	605	2,700	17,354
面 積 (町)	69.0	4,829.4	178.2	65.3	3,777.2	8,143.3	17,052.4

本表の1万7千町という数字は、当時の熊本大林区署管轄（福岡、佐賀、長崎、大分、熊本、5県）の部分林19,934町の8割5分強に当つている。又2官8民、5官5民は殆ど人吉藩領球磨に見られる処で、3官7民、7官3民、2官1民の3つが圧倒的であつた。しかも1万7千町の内1万2千町は官収分の多い2つで占めていた。

協力栽培である官民2対1や7対3の部分林が、一個所当り夫々6町余、3町余と比較的広面積であるのに対し、個人植栽の3対7が3反5畝と零細なものも首肯出来る。しかも統計の誤植らしい点があり、その点を改めて計算すると3反5畝は2反5畝位になるのである。

又等しく旧熊本藩領でも部分林の濃密に在つたのは、熊本市以北の各小林区管内で、特に高瀬4,900町、菊池2,900町、金峯山2,600町を占めていた。（高瀬、金峯山は現熊本営林署管内）人吉藩領の方は合せて250町位に過ぎなかつた。

とに角相当な面積であつたことは、調査した県下の数営林署に残る部分林台帳、その元になつた部分林一筆限帳の龐大な内容によつても察せられる。相当な実績になつたのだから、努力如何によつて、設定区の設置も望み得たことと思われるのである。以上の点で熊本県の場合は部分林制度史上でも特異なものであつたが、あとが続かなかつた。

旧熊本藩領各営林署（熊本、北の菊池、南の八代、水俣等）の古い部分林帳簿の調査を通じて云える事は、先づ当然の事乍ら分収部合はすべて7官3民か3官7民か、又は2官1民の何れかである。（例えば八代営林署の古い赤表紙の部分林台帳は、この3種の分収部合により区切られて3部分になつていて、それ以外は無）。樹種は杉檜の外に松やカシ雑なども相当にある。目的を示していると思われる「事故」欄に、「用材ノ為ニ供ス」とあり、又「薪炭用ノ為ニ供ス」も少くない。

設定期日は明治19年から20年代である。伐期は勿論80年以下で各種あるが、雑木でもそんな長いものあり、伐採回数3回、4回などなつている。併し多くは明治年代に民収木引渡済で解消したり、林野整備で払下になつたり、現在に残っているものは殆んど無い。又中にはホンの一部だが各種保安林に編入されてしまつたりしている。

24) 明治32年10月24日発第333号 熊本大林区署長達

「民植林調査内規」

第1条 旧藩治中ノ里御山、御留山、御敷、預山、小預山、下刈山ヲ部分林ニ調査スルニハ本内規ニ拠ル

第2条 左記各号ノ1ニ該当スルモノハ3官7民ノ部分林ニ調査スルモノトス

1. 旧熊本藩ニ於テ御敷ト称シ多ク宅地畑添等ニシテ見図帳ニ本地同様一己人ノ名受ヲ有シ自費ヲ以テ植栽シ其立木竹ハ郡中諸般ノ堤防橋梁養悪水路堰ノ用材若クハ風火水災等ニ際シ家屋建築用ニ供シ又宅地接続ケ所ニハ藩籬土手物置土蔵井戸等ヲ設ケ且質入書入譲与売買間伐等庄屋加印ノ証書ヲ以テ自由に進退シ来リシ慣行アルモノ
2. 旧熊本藩ニ於テ里御山ト称シ旧藩ノ御山畝歩改帳ニ一己人ノ名受ヲ為シ自費ヲ以テ植栽シ山番小屋等ニ至ル迄聊カ官費ヲ仰カス一切自費ヲ以テ建設シ成木ノ後ハ5尺回以上ハ番入帳付ト唱ヘ藩有トシ5尺回未満ハ郡中諸般ノ用ニ供シ下草及間伐木等ハ無代価ヲ以テ藩用伐採木ノ末木ハ低価ヲ以テ藩庁ヨリ下渡ヲ受ケ其他売買等モ自由ニ進退シ来リシ慣行アルモノ
3. 前項里御山ノ内ニシテ元御敷ト称シタルモノト殆ント同一ノ取扱ヲ受ケ平常ハ私有地同様ニ進退シ来リシノミナラス各自風火水災ニ際シ家屋建築用材材内春秋両度ノ里道溝渠修繕用材郷中一般ノ橋梁堤防用材ノ如キ即チ有事ノ日ニ於ケル用材ハ各自受持ノ反別ニ応シテ公平ニ伐採シ其跡地ニハ仕付主ニ於テ自費ヲ以テ栽培シ来リシ慣行アルモノ
4. 大分県下ノ内旧熊本領ニ於テ預山旧府内領ニ於テ小預山旧田杵領ニ於テ下刈山ト称シ預人自費ヲ以テ栽培保護シ旧藩治中ヨリ私有山同様ノ取扱ヲ受ケ文政天保年間ノ田畑地推帳土地水帳竿継帳及現今ノ地帳帳等ニ一己人ノ名受ヲ為シ受持部内公共用材ハ無代価自家建築用材ハ半額ニテ又日用ノ薪炭材ハ毎年立木三季（春秋冬）受ト称シテ時下10分ノ1ニテ藩庁ヨリ下渡ヲ受ケ売買譲与等ハ旧山守又ハ并指小庄屋等公認ヲ以テ自由ニ進退シ来リシ慣行アルモノ

第3条 前条第2号又は第3号ノ場合ニ在テハ左記各号ノ一ニ該当スルヲ要ス但第6号又ハ第7号ノ場合詳細復命スヘシ

1. 公簿上一己人ノ名受ヲ為シ実地モ亦1ヶ所ニシテ一己人ノ受持ナルトキ
2. 公簿上1ヶ所ニ式人以上各自ノ名受ヲナシ実地モ亦各自受持毎ニ境界木地形岩石又ハ林相等ニ依テ其区域判然セルトキ
3. 公簿上数人割受持ノ内其耆人分ニ当ルモノニ数人又ハ1村共有ノ名受アルモ實際個人的ノ性質ナル事ヲ判然セルトキ
4. 公簿上2人以上列記ノ名受アルモ実地が各自ニ分割シ第2号ト同一ナルトキ
5. 地推帳ニハ2人以上若クハ数人ノ名受ヲ列記シ其力栽培ノ如クアルモ実地カ第2号ト同一ニシテ且御山敷根帳及見図帳其地ノ旧証拠書類等ニ其名受ヲ内訳ニテ各自分割記載シアルトキ

6. 御藪根帳ノ如キモノ之ナク箇数人列記シタル地推帳ノミ存在シテ共力栽培ノ如クアルモ実地カ各自受持毎ニ分割シテ第2号ト同一ナル事ヲ認メ得ヘキトキ
7. 縁故ヲ証スヘキ旧公簿ナキモ町村長旧藩吏員若クハ依拠スヘキ事蹟証明アリテ実地カ第1号第2号ト同一ナルコトヲ認メ得ヘキトキ

第4条 左記各号ノ一ニ該当スルモノハ7官3民ノ部分林ニ調査スルモノトス

1. 旧熊本藩ニ於テ里御山又ハ御留山ト称シタル内ニテ一村或ハ数村若クハ2人以上協力ヲ以テ自費植栽シ成木ノ後ハ郡中及藩庁諸般ノ用（水路堤防橋梁郷会所社寺城砦ノ建築又ハ修繕用）ニ供シ下草根柴枯枝等ハ無代価ヲ以テ村方ニ於テ藩庁ヨリ下渡ヲ受ケ又藩用伐採木ノ末木及間伐木又ハ曲悪木仕立替等ハ運上銀ト称シ（上運上トモ云フ）低価ヲ以テ藩庁ヨリ払下来リシ慣行アルモノ
2. 第2条第4号ト同性質ニシテ2人以上共力ヲ以テ栽培保護シ公簿上亦2人以上ノ名受アルモノ

第5条 前条第1号ノ場合ニ在テハ左記各号ノ一ニ該当スルヲ要ス

1. 旧藩治中ノ公簿ニ郡郷村共力栽培ト記載シ若クハ記載ナキモ明治6年官林存置事故調ニ衆力仕立ト記載シアリテ其実地カ明治17年仕立主届書ト符合スルトキ
但実地ト仕立主届書ト相違スルモ其届書ノ錯誤ニ出テタルモノハ此限りニアラス
2. 公簿上及明治17年仕立主届書カ村内部落組合毎ニ反別ヲ分裂記載シアリテ実地モ亦其組合毎ニ其区域明瞭ナルトキ
3. 公簿上ニ於テハ何等記載ナキモ其実地カ村内各組合毎ニ分裂シテ区域明瞭ナルトキ
4. 旧公簿及明治17年仕立主届書ニハ反別ヲ分割セス2人以上ノ名受ヲ列記シ其協同区域毎ニ実地判明ニシテ公共団体協力栽培ノ性質ヲ帯ヒタル個人的共力栽培ナルトキ
5. 公簿上何等記載ナキモ其実地ヲ便宜上村内各自毎ニ分割シ其受持ノ区域明瞭ナルトキ
6. 第4号及第5号ト同一場合ニ於テ実地ノ分割協同区域カ明瞭ナルトキ

第6条 旧熊本藩ニ於テ民植ニ係リ旧藩見図帳並ニ山根帳等ニ一己ノ名受無ク数十年ヲ経タル杉・檜林等ニシテ根草刈取及間伐等ヲ要セス取扱上之ヲ据置林ト称スルモノハ3分2官1民ノ部分林ニ調査スルモノトス

第7条 共力栽培ノ民植林ハ1人毎ニ分割調査スルヲ許サス

第8条 民植林内ノ樹種ハ杉、檜、樺、榎、松、樟、樺、塩地、栲、樺、栗、櫟ノ外ハ雑木ニ調査スルモノトス

第9条 無立木地及伐採跡地ハ部分林ニ編入セサルモノトス

第10条 部分林ノ存続期間ハ用材林ヲ80年以内薪炭林ヲ30年以内ニ調査スルモノトス

第11条 民植林縁故ノ有無ハ町村役場ノ新旧公簿及字図其他縁故者提出ノ証拠書類並ニ実地ニ就キ調査スルモノトス

第12条 売買譲与又ハ其他ノ事故ニ依リ公簿上甲乙縁故者ヲ異ニスルモノアルトキハ相方ノ事実ヲ調査シ仮ニ縁故者ヲ定メ調査スルモノトス

第13条 民植林ヲ部分林ニ調査スルニハ第1号書式ノ届書及ヒ相当吏員ノ証明シタル第2号書式ノ縁故証明書ヲ差出サシムルモノトス

第14条 一筆内ニ部合ヲ異ニシタルモノアルトキハ届書並ニ附属書類ハ各別ニ差出サシムルモノトス

第15条 民植林ニ関スル届書及附属書類ハ改正ノ地番ヲ記載セシムルモノトス
但シ旧地番ヲ記載スル必要アル書類ハ此限ニアラス

第16条 縁故ヲ証明スル公簿紛失スルカ又ハ其他ノ事故ニ依リ存在セサルトキハ当該村長ヨリ第3号書式ノ証明書ヲ差出サシムルモノトス

第17条 前条ノ場合ニ於テハ縁故者ヨリ質入書入売買譲与等ニ関スル証憑書類又ハ第4号書式ニ依リ旧藩吏員(旧御山支配役御山見締御山ノ口庄屋里山与長旧山守小庄屋弁指等ノ如キモノ)ノ連署シタル証明書ヲ差出サシムルモノトス

但公簿ノ内幾分紛失等ニ依リ存生ノ分ニテ証憑充分ナリト認ムルトキハ此限ニアラス

第18条 売買譲与等ヲ為シタル民植林ニシテ公簿上未ダ縁故ノ移転セサル場合ニ於テハ其書類ノ謄本ヲ差出サシメ又ハ双方連署ヲシタル第5号書式ノ届書ヲ差出サシムルモノトス

但謄本ニハ調査員ノ証明ヲ要ス

第19条 前条ノ場合ニ於テ売渡又ハ譲渡人絶家廃家又ハ失踪所在不明等ニ依リ連署シ難キ場合及証憑書類存在セサルトキハ売渡又ハ譲渡人ノ親族事実熟知ノ者2名以上連署シタル保証書第13号書式ニ依リ徴収スルモノトス

但絶家廃家及失踪所在不明等ノモノハ戸籍吏ノ証明書ヲ添付セシムルモノトス

第20条 仕付主死亡シ又ハ絶家シ承継者ナキ場合ハ戸籍吏ノ証明書ヲ徴シ調査ヲ見合スルモノトス

第21条 民植林ニシテ町村役場ノ公簿ト大林区署台帳ト字地番反別ニ相違スルトキハ第6号書式ノ証明書又ハ大林区署台帳ニ登載洩ナルカ若クハ登載ノケ所ニシテ町村役場ノ公簿ニ民有地ナルトキハ第7号書式ノ証明書ヲ町村長ヨリ差出サシムルモノトス

第22条 民植林縁故者ニ於テ其權利ヲ抛棄シタルトキハ第8号書式ノ届書ヲ差出サシムルモノトス

第23条 調査員実地調査ノ際ハ縁故者其他關係人ヲ立会セシムルモノトス

第24条 調査員ハ実地ニ就キ其位置地番面積図面立木竹ノ大小数量存続期間伐期及伐採回数等ヲ審査スルモノトス

第25条 調査員ハ前条調査ノ結果実地ト符合セサル事ヲ発見シタルトキハ縁故者ニ再調ヲ命スル事ヲ得

第26条 調査員ハ境界ノ不判明ナルカ又ハ其他ノ事故ニヨリ調査ヲナス能ハサルトキハ其調査ヲ中止シ事由ヲ具シ一件書類ト共ニ第28条ノ期日間ニ於テ大林区署長ニ復申スヘシ

第27条 調査員ハ調査ノ際民植林内ニ於テ無願開墾若クハ侵墾等ヲ発見シタル場合ハ其事由ヲ取調始末書ヲ徴収シ当該小林区署ヘ移牒スルモノトス

第28条 調査員ハ出張2ヶ月以上ニ跨ルトキハ第9号書式ニ拠リ毎月調査功程表ヲ調製シ翌月3日限り大林区署長ニ報告スヘシ

第29条 調査員一筆毎ノ調査ヲ終リタルトキハ一村毎ニ取纏メ要存置不要存置林ヲ區別シ第10号書式ニ拠リ調査済成績表ヲ調製シ一件書類ト共ニ出張2ヶ月ニ跨ルトキ前月分ヲ翌月3日限り1ヶ月以内ナルトキハ帰署後7日以内ニ大林区署長ニ復命スヘシ

第30条 分収権確定シタルトキハ仕付主ニ通知シ第11号書式ノ契約ヲ締結スルモノトス

第31条 分収権確定シタルトキハ第12号書式ノ調査台帳ヲ調製シ必要事項ヲ記載スヘシ

第32条 調査台帳及部分林台帳ハ各2通ヲ調製シ1通ハ大林区署ヘ備置キ1通ハ当該小林区署ヘ下附スルモノトス

附 則

第33条 本内規発布前受理シタル部分木証券下付願書及部分木更訂願書ハ其儘受理スルモノトス(各書式省略)

25) 大正14年旧慣部分林沿革調査復命書より(熊本営林局文書)

菊池郡水源村大字原字神園 112 番

旧反別 8 反歩

1 丈量反別 1 町 2 反 5 畝 10 歩

隈 府 町
造 林 者 中 島 松 蔵

右縁故証左ノ如シ

- 地推帳 天保 12 年調製
 字 神 園 18 番
 1 御山 8 反歩 預主 十 右 衛 門 相続人 栗 山 貞 八
 見 図 帳
 1 ナシ
 御山敷改帳 嘉永 7 年調製
 字 神 園
 1 御山 8 反歩 預主 十 右 衛 門 相続人 栗 山 貞 八
 地 引 帳
 字 神 園 16 番
 1 官山 8 反歩 官 有 地
 山林ヶ所調帳 明治 7 年調製
 1 官山 8 反歩 村費仕立前預リ
 存置事故調 明治 7 年調製
 1 山 8 反歩 衆力仕立
 耕宅地々価帳 明治 8 年調製
 字 神 園 112 番
 1 山 8 反歩 官 有 地
 山野地価帳 明治 13 年調製
 字 神 園 112 番
 1 山 8 反歩 官 有 地
 部分木仕付主届 明治 17 年調製
 字 神 園 112 番
 1 2 等官林 8 反歩 旧菊池郡人民共力
 土 地 台 帳 明治 21 年
 1 記載ナシ

5. 深葉山部分林について

深葉山部分林は旧熊本藩領民植地の注目すべきケースであると共に、部分林処理史上の問題をも含んでいる。

深葉山国有林は熊本県阿蘇郡内牧町と菊池郡水源村に跨る大きな国有林で、その大半は近年まで部分林であつた。

熊本藩では宝暦の改革以来藩内の曠野に植林が進んだのであるが、深葉山は大分奥地でもあり、文化以降の造林に成る。山支配役御達で、水源村掛り深葉山は文化 11 年から慶応 2 年迄約 50 年間に亘り杉檜数百万本造林された。内牧手永湯浦狩尾両村掛りの深葉山は、文政 6 年から凡そ 3 千町歩程にも亘つて杉檜が仕立てられたという。両深葉は一団を成す人工造林地で大正初年でも国有林の同事業区に 2 千百余町の造林地があつたことから、当時は 3 千町を下らぬものであつたことが推定出来る。²⁶⁾ 何れも殆ど挿木造林に依つた。これらは当時の所謂御山の中の新仕立山であつた。地元住民の出役によつて成つたが主に藩費によつたものと考えられる。又地元住民といつても、明治以後の町村数にして前者は 12、後者は 5 にも及ぶ広範囲の人民の駆り集めによるものであつた。天保 11 年にこ

の広大な山林の火災防止、保護の為に深葉部落が建設されたのである。

これは既出明治8年2月2日の指令により一旦2官1民の取扱を受けることとなつたが、更に明治18年5月「官林処分之義伺」の第2項に該当し、協力して挿付及び保護をやつた地元町村民との間に2官1民部分林とされた。併しそれも順調にそうなつたのではない。最初菊池深葉山については隈府町外11ヶ村より、阿蘇深葉山については内牧町外4ヶ村より、明治19年中一筆限帳を提出して部分林証券の下付を申請したのであつた。然るに明治22年に新設熊本大林区署が、県庁から国有林事務を引継ぐ際、この件は未決の儘他の事件と共に引継がれた。そしていろいろの経緯があつて後、大林区署が実地検査をし、改めて縁故決定願の書式を示して之に杉檜のみを記載して届出をさせ、2官1民部分林の指令を与えたのは、菊池深葉は明治28年、阿蘇深葉は明治35年であつた。

然るにその後大正7年に至り、縁故決定に際し雑木を除外し杉檜のみとしたのはけしからぬ、として関係町村から雑木にも分収権附与の申請が出たのである。²⁷⁾その理由は、

- (1) 明治8年以後23年迄の分収が雑木をも含んでいたことは、当時の請願書添附書類にも明かである。
- (2) 周囲が原野で年々採草放牧の為火入をするにも拘らず、本林が立派に成林を見たのは関係村民の並々ならず周到な保護によるものである。
- (3) 当時民植云々の文字に拘泥して従来の関係を考慮しなかつたものとすれば、杉檜についても問題がある。即ち松檜と雖も全部民植だという記載は無いのであつて、従前の分収関係の存在を認めたに過ぎないとすれば、雑木についても当然認むべきである。

さて右の論拠には多少あいまいな点が無いでも無いが、これは大林区署の受入れる処となり、大正13年山林局長への伺となつて、同年12月25日林第4,403号の熊本営林局長宛許可指令となつた。即ち、

「11月29日附7林第1,549号上申深葉部分林内＝於ケル杉檜以外ノ樹木＝對スル分収権付与ノ件ハ貴見ノ通り処理相成可然尙本件同様明治18年農商務卿指令＝依ル部分林ハ揮テ同様ノ取扱ヲ為シ又其ノ当時貴局カ植栽木ノミ＝限ルノ見解ヲ有シタルカ為菊池深葉ノ如ク区域ヲ減縮シテ部分林ノ認定ヲ為シタルモノハ其本来ノ区域＝依リ部分林ヲ認ムル様御取扱相成度依命此段及通牒候也」

ここに著者の傍点した部分の如く、旧慣による不明確な部分林を、広きに解釈する線も示されたのであつた。

併し伝えられる処によれば、当時この様な線が打出されるについては、政治的な工作が与つて力あつたものの如く、既往の処理方針に照して不自然なものがあつたこと又国有林爾後の処理にも通用し難いものであつたことは否めない。

さて広大な深葉山は施業案に依て年々その立木の公売伐採をしていたが、公売不成立の部分木林分が各所に斑残して、先へ行つて官木と混同する恐れが生じて来た。又広葉樹が部分林編入の為、其の中に広葉樹が生育して来ると部分木の判別が不明瞭になつてくる。又部分林という制約に縛られて、杉檜の大材の官行事業をしようとしても、林道なども付けにくく、搬出運搬思うに任せぬ。

右の様な事情が顕著になつて来たので、最も大面積の阿蘇側の部分林について営林署長は部分林材積分収方法に気づき、地元の同意を得て営林局を動かした。問題は材積分収の

前提としての森林調査、特に毎木調査に在つたが、偶々森林主事教習生の実習として、40名近い調査団が大挙入山、大正15年9月から、当時の面積約千5百町を20日間で調査終了した。

毎木調査の結果に基いて各林分の価額が計算されたが、その合計は3百万円の巨額に達し、内金百万円に相当する林分が、阿蘇内牧町外5ヶ村に引渡されたのであつた。²⁶⁾

当時この分収は当局によつて材積分収と云われたが、これは厳密な意味での材積分収ではない。材積そのものを2対1に分けたのではなくて、評価額を2対1に分け、それを現地林分に当てはめて適宜官民に区分したのである。だから実際には材積的にも、そして面積的にも、分収割合によつて分けられてはいないのである。

これで深葉部分林は事実上解消した訳で、国有林側は官収分について独自の事業を専行し得ることになつた。

菊池営林署の部分林台帳を見ると、設定年月日は菊池側が明治28、29年、阿蘇側は明治35年（共に2官1民の指定の直後）で、植付年月日は明かでなく、昭和初年に次々に「材積分収許可、引渡済＝付削除」と朱書されている。台帳の記載は樹種本数が非常に詳しく出ているが、杉檜以外は大正11年3月に分収権附与された事が分る。但し設定日において既に、地上立木全部に対し分収権附与済となつているものが一件認められた。

問題の多かつた深葉山の部分林も既に過去のものとなつた。台帳に生きているのは水源村の一件（約15町）のみであり、現地でも官収分の巨木が時々残されているのを見る位である。

26) 肥後藩林制沿革史稿 121頁

27) 大正13年11月29日 熊本営林局長より山林局長宛「深葉部分林＝関スル件」（熊本営林局文書）

28) 丹羽岩槌 深葉山と黎明村の由来 暖帯林 昭和27年9月—28年2月

旧熊本藩の民植造林地は、部分木仕付条例以後、国有林野法施行までの間に、従前の縁故に基き特別の処分によつて分収権を認められた、著しい例の一つである。

本稿の一部の要旨を林学会九州支部講演会（昭和29年6月13日人吉市）で発表した。

本調査研究は文部省科学研究費及び熊本営林局の御援助と関係営林署の御好意に負うことを記して謝意を表する。（29. 6. 25）

HISTORICAL STUDIES ON THE SYSTEM OF PROFIT-SHARING FOREST (No. 4)

On the Forests Planted by the People of Kumamoto-Clan

Tsutomu SHIOYA

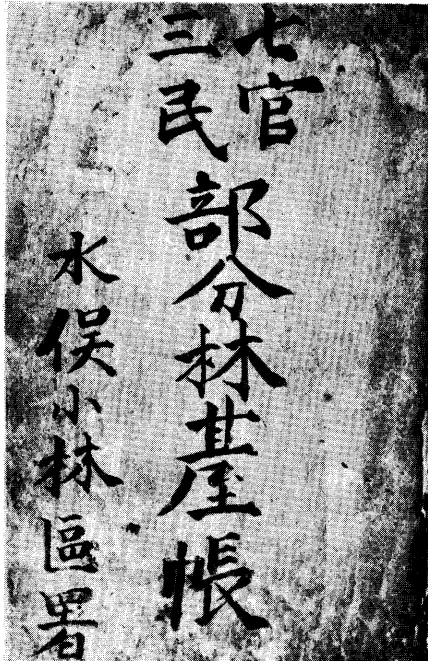
(R é s u m é)

In the province of Kumamoto-Clan there was no such system as the profit-sharing forest. But we could see the existence of many planted areas being made by people's labor and expenses. These forests were called Oyama (sometimes Shinshitate-oyama), Oyabu, Satooyama and Otomeyama, and were objects of limited utilization for the rural people.

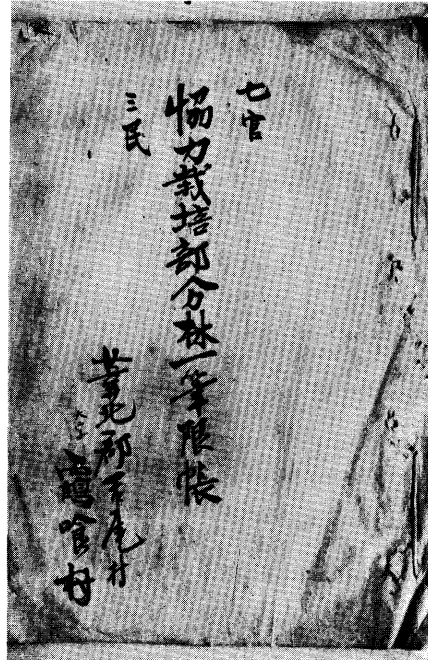
At the beginning of the Meiji Era, the Governor of Kumamoto Prefecture succeeded in obtaining the sanction of the Government to maintain the right of usage on those forests, and to share profit in kind or money. It was in the eighteenth year of Meiji.

The sharing rate of profit was 30 for the government to 70 for the individual planter, but in the case of planting by a group of people, the rate was 70 to 30. In the plantations of the former Oyama, the profit was shared at the rate of two to one.

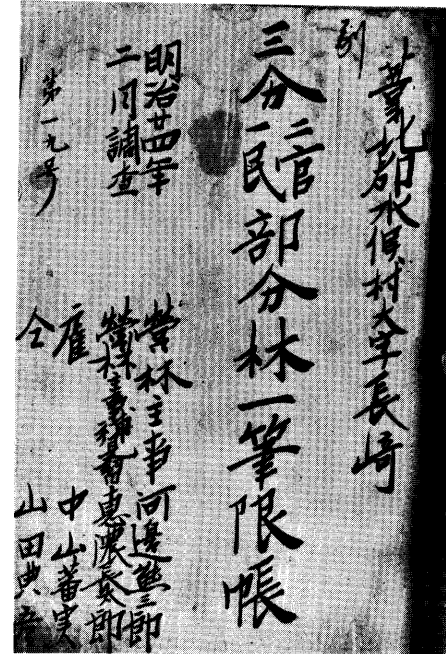
In this way profit-sharing forests of relatively large area appeared. But these have gradually been lost by sharing, or by sale of the land. The profit-sharing forests have not developed in Kumamoto Prefecture under modern system as seen in Miyazaki and Kagoshima Prefectures.



(1) 明治 23. 4 年頃調査にかゝる一筆限帳
より調製（水俣営林署文書）



(2) 明治 20 年の熊本県知事宛出願の一筆
限帳（八代営林署文書）



(3) 一筆限帳による調査者の報告で台帳の
内容の一部（水俣営林署文書）

